

# 山梨県住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画(平成30年度～平成35年度)(素案の概要)

## 1. 計画の背景、目的

今後、高齢者等の住宅確保要配慮者の増加が見込まれる中、低額所得者、高齢者、子育て世帯等については、家賃滞納、居室内の事故や孤独死、騒音等に対する不安により、賃貸人から入居が制限される懸念があり、住宅確保要配慮者の円滑な入居を促進していく必要がある。

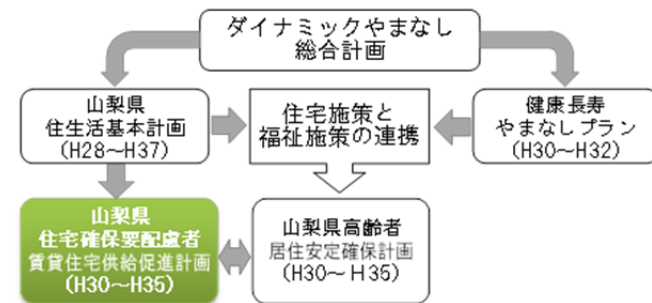
また、子育て世帯数が年々減少するなど人口減少等を背景として、空き家・空き室は今後も増加していくと見込まれており、これらを有効に活用していくことも、早急に取り組まなければならない。

本計画は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給を促進することを目的に策定する。

## 2. 計画の位置付け

本計画は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に規定する都道府県計画として位置付ける。

また、高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づき策定する山梨県高齢者居住安定確保計画と連携しながら、施策を進めることとする。



高齢者のみの世帯数の推移

	H27	H32	H37
高齢単身(世帯)	37,359	39,395	41,438
高齢夫婦(世帯)	41,182	43,317	43,430

国勢調査、日本の世帯数の将来推計(都道府県別推計)

子育て世帯数の状況

	H17	H22	H27
子育て世帯(世帯)	89,009	82,576	74,155

国勢調査

賃貸用の住宅の状況

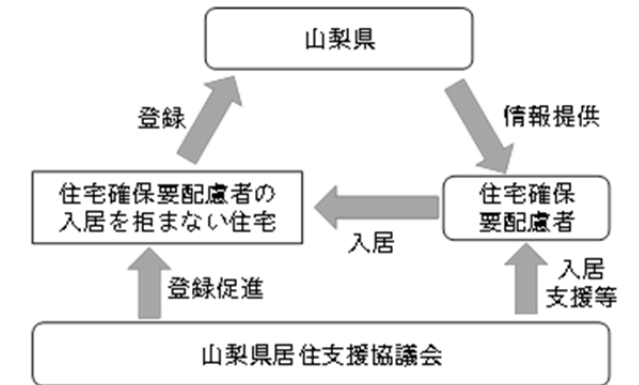
	H15	H20	H25
空き家数(戸)	31,600	35,600	37,400
空き家率(%)	8.3	8.9	8.9

※全国順位は、いずれも2位  
住宅・土地統計調査

## 3. 計画の期間

平成30年度～平成35年度(6カ年)

## 新たな住宅セーフティネット制度の枠組み(H29.10.25 施行)



### 【山梨県居住支援協議会】

住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、地方公共団体や不動産関係団体が連携し、借り主と貸し主の双方に住宅情報の提供等を行うことを目的に設立(平成28年4月)

(構成員: 県、27市町村、不動産関係4団体)

## 4. 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の目標等

### (1) 住宅確保要配慮者の範囲

[法で定められた者]

- ・低額所得者
- ・高齢者
- ・子どもを養育している者
- ・障害者
- ・被災者(発災後3年以内)

[規則で定められた者]

- ・外国人
- ・中国残留邦人
- ・児童虐待を受けた者
- ・ハンセン病療養所入所者
- ・DV被害者
- ・北朝鮮拉致被害者
- ・犯罪被害者
- ・生活困窮者
- ・更生保護対象者
- ・東日本大震災等の大規模災害の被災者

### (2) 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の目標

#### ○公的賃貸住宅

山梨県住生活基本計画に定められた公営住宅の供給の目標量を踏まえ、その他の供給主体とも連携し、公平かつ的確に供給する。

#### ○民間賃貸住宅

地域における空き家・空き室を有効活用し、低額所得者、高齢者、子育て世帯等の住宅確保要配慮者に対する良質な民間賃貸住宅の供給の促進を図る。

## 5. 目標を達成するために必要な事項

### (1) 住宅確保要配慮者に対する公的賃貸住宅の供給の促進に関する事項

山梨県住生活基本計画及び山梨県公営住宅等長寿命化計画を踏まえ、既存の公的賃貸住宅ストックを有効に活用するとともに、高齢者や子育て世帯の入居を円滑に行うなど公的賃貸住宅の管理等を行う主体間の連携の下で推進する。

### (2) 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する事項

#### ○住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅への入居促進

賃貸人等に対し、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅に係る情報提供及びその管理の状況に係る指導監督等を適切に実施することにより、円滑な入居を促進する。

#### ○借上型仮設住宅の確保

地震等の災害に備え、被災者の居住を確保するため、事前登録制度を活用し、応急仮設住宅を供給する体制を整える。

### (3) 住宅確保要配慮者が入居する賃貸住宅の管理の適正化に関する事項

居住支援協議会の活動や市町村との連携を図り、代理納付制度や家賃債務保証制度を活用するなど、それぞれの役割を確認しながら、住宅確保要配慮者に寄り添える環境を整える。

このため、賃貸人の不安を払拭し、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録促進、新制度の適切な運用に資するため、住宅セーフティネット制度活用ハンドブックの周知や、適正な維持管理や計画的な修繕が実施されるよう、賃貸人等の啓発を図る。

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進